



	次第
	資料 1 委員名簿
配	資料 2 座席表
布	資料 3 認定歴史的風致維持向上計画の変更箇所一覧
資	資料 4 新旧対照表
料	資料 5 平成 29 年度進行管理・評価シート
	資料 6 掲載事業等スケジュール表
	資料 7 立門前界隈のまちづくり推進に係る事業について（報告）

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
山野副会長	<p>開会</p> <p>委嘱書交付 川越市歴史的風致維持向上協議会条例第2条に基づき、委嘱書の交付を実施。(川越町並み委員会委員長 原知之委員)</p> <p>協議会の成立について 石黒会長が欠席の為、川越市歴史的風致維持向上協議会条例第4条第3項に基づき、山野副会長に会長代理をお願いする。</p> <p>(山野副会長あいさつ) 本日は報告事項が多いので、能率的に進めていきたいが、何も意見が出ないと「法定協議会のコメント」に何も書くことができず、事務局も困ると思うので意見をお願いします。 本日はよろしくお願いします。</p> <p>協議会の成立について 委員総数 17 名中、10 名の出席を得ており、過半数の出席があるため、川越市歴史的風致維持向上協議会条例第5条第2項の規定により、協議会が成立していることを報告。</p> <p>協議会の公開・非公開について 今回の議事に個人情報等が含まれていないため、会議を公開することについて、各委員から「異議なし」の声を確認。</p> <p>傍聴希望者について 傍聴希望者なし。</p>
事務局	<p>議事概要</p> <p>議 題</p> <p>(1)川越市歴史的風致維持向上計画変更について (資料に基づき説明を実施 資料3 資料4)</p> <p>計画変更には「軽微な変更」と通常の「変更」があるが、平成29年度に八坂神社社殿を歴史的風致形成建造物に追加したので、今回は通常の変更となる。</p>

**軽微な変更**：組織体制や協議会委員、文化財等の時点修正、事業期間や支援事業の変更

**変更**：計画期間や重点区域の変更、事業の追加、歴史的風致形成建造物の追加（候補も含む）

協議会終了後、国土交通省工藤氏より計画変更に関して以下のとおり連絡があった。

事業の追加を予定していたが無くなったこと

歴史的風致形成建造物の追加に関しては、既に歴まち計画候補として掲載されている物件が指定された場合は【変更】の事由にならないこと

以上により、今回については軽微な変更として取り扱うとのこと。

国土交通省には平成29年12月1日に変更概要を提出しており、ヒアリング不要・後ほど正式申請することとの回答を受けている。

#### 今回の主な変更点

- ・都市景観重要建築物から景観重要建造物への指定移行  
「小川菊」「福田屋」
- ・景観重要建造物を新たに2件指定  
「足立勝（原田家）」「熊野神社社務所」
- ・歴史的風致形成建造物の指定  
「八坂神社社殿」
- ・国指定有形文化財「太刀 銘吉家作」の所有者変更（市外の方へ）による川越市内の国指定有形文化財件数の減少
- ・その他時点修正・誤字、表現の修正等

なお、国指定有形文化財「太刀 銘吉家作」の変更理由について、各委員へ事前に郵送した資料3では文化財の指定解除と記載していたが、正しくは文化財の所有者変更（市外の方へ）によるものである。

また、2月末に市指定文化財の工芸品を県指定に変更する予定となっており、資料にはまだ記載していないが、確定次第、川越市歴史的風致維持向上計画（以下、「歴まち計画」とする）への変更を予定している。

（以下、質疑応答）

（資料4 32ページ）「石原のささら獅子舞」の写真の色合いが新旧で違うが、印刷の事情によるものか。

篠崎委員

事務局	はい。旧写真の色合いが正しいもので、変更はない。
原委員	(資料4 83ページ)「都市景観重要建築物」と「景観重要建造物」の違いは何か。
事務局	<p>「都市景観重要建築物」とは、平成元年に川越市独自で県下初となる都市景観条例(以下、「旧条例」とする。)を運用し始めた時から、景観上優れているものを川越市が指定できると規定されたものである。川越市は平成11年から「都市景観重要建築物」という名称で、伝建地区以外の地区にある伝統的な建物を景観上の建物として指定し、以降、全76件を指定してきた。</p> <p>しかし、平成16年に景観法が施行され、「今後は景観法に基づく指定をしていくべきなのではないか」という議論の中、平成26年7月に景観法に基づく都市景観条例へと移行した。それに伴い「景観重要建造物」という名称で指定を進めているが、旧条例に基づく「都市景観重要建築物」についても同様の価値があるとして「景観重要建造物」への指定移行を進めている。指定移行については、都市景観審議会で審議していただいている。</p>
山野副会長	指定移行はスムーズに進んでいるのか。
事務局	<p>現在、都市景観重要建築物として指定されていた全76件中34件が移行済み、残りの42件が未移行の状態となっている。新規に指定されている8件の景観重要建造物と併せて、現在景観重要建造物と都市景観重要建築物共に42件ずつの合計84件となっている。</p> <p>指定移行に際し、所有者には「景観重要建造物」の制度について説明し、了解をいただけたら市長決裁を以って指定移行となる。</p> <p>似通った制度ならば、どのようなリスクがあるかわからないので今のところ見守るという意向の所有者や、指定移行すれば届出制度から許可制度となり、負担が重くなるので現状で見守るという意向の所有者もいる。</p>
山野副会長	今後はうまくいきそうなのか。あるいは「都市景観重要建築物」のまま残りそうなものもあるのか。

事務局	まずは所有者に十分に説明して、ゆっくりと進めていきたいと考えている。また、指定物件に対する将来的な不安などを調査するために、所有者宛てにアンケート調査を実施しており、高い回答率をいただいている。今後はいただいた回答について、担当が個別で対話していきたいと考えている。
原委員	所有者の立場からすると制約が厳しくなることに対し、メリットはないのか。
事務局	外観の修繕費に対する補助率が1 / 2から3 / 5に若干上がるが、金額的には微々たるもので、所有者からはそれだけではないとされており今後説明も含めて対話を進めていく。
宮本委員	(資料3 108ページ)国指定有形文化財(美術工芸品等)が7件から6件に減少しているのは、文化財そのものが市外に出てしまったという認識でよいか。
事務局	はい。
山野副会長	逆に市外から移ってきた文化財はあるのか。
事務局	過去に刀でそのような事例があったと記憶している。
大岡委員	(歴まち計画 38ページ以降)「川越まつり」にみる歴史的風致について、一昨年にユネスコ登録された事実があるが、記載されていないことについて事務局の考えを聞かせていただきたい。
事務局	歴史的風致に関する記述については、あえて細かく時点修正はせずに次期計画策定時点で刷新することを検討している。
大岡委員	このことについては、計画変更の対象外という認識でよいか。
事務局	はい。また、進捗管理でそのような情報を記載する。
原委員	(歴まち計画 120ページ)「NPO法人蔵の会」の発足を平成元年と記載してあるが、正しくは昭和58年発足なので訂正してほしい。

<p>事務局</p> <p>山野副会長</p> <p>各委員</p> <p>山野副会長</p>	<p>訂正します。</p> <p>計画の変更について、了承するということによろしいか。</p> <p>異議なし。</p> <p>それでは了承することとする。</p>
<p>事務局</p>	<p>議 題</p> <p>(2)平成29年度進行管理・評価シートについて <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料5</span></p> <p>(3)平成30年度事業予定について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料6</span></p> <p>( 関連があるため一括で審議する )</p> <p>進行管理・評価制度は、計画の質を担保しつつ着実に推進していく仕組みとして、平成23年度から実施している。PDCAサイクルにおいて計画を着実に推進するとともに、協議会等の第三者による客観的な視点を取り入れることで計画の質を担保し、市民へのPRや説明責任を果たすことを目的としている。</p> <p>進行管理評価方法は、「進捗評価」「中間評価」「最終評価」の3種類があるが、川越市は計画最終年度である平成32年度に最終評価、それ以外は進捗評価の実施となる。</p> <p><u>進行管理評価方法</u></p> <p>進捗評価：毎年度実施</p> <p>中間評価：計画期間の中間年度（3～5年程度）に実施</p> <p>最終評価：計画最終年度に実施</p> <p>今回は平成29年度の進行管理・評価シートを作成し、平成30年5月末までに国土交通省へ提出を予定している。その後、6月頃に国土交通省から指摘事項を受け内容を修正し、7月を目安に市ホームページにて掲載を予定している。</p> <p><u>評価軸 組織体制</u></p> <p>計画実現のための推進体制について、川越市歴史的風致維持向上協議会を年2回、庁内連絡会議である歴史的風市維持向上推進検討会議を年2回開催している。歴史的風致維持向上推進検討会議では、事業担当課だけでなく計画・財政担当も出席し、各事業の進捗状況や財政状況等について確認し、</p>

情報共有を図っている。

評価軸 重点区域における良好な景観を形成する施策

(以下、資料の補足事項)

・評価軸 - 1

「昭和の街」のまちづくりについて、(都)中央通り線に接道する歴史的建造物はないが、看板建築があり、また立門前線と一部接していることから、歴まち計画との関係がある。

・評価軸 - 2

平成29年度における景観重要建造物の新規指定はない。また、景観法及び川越市都市景観条例に基づく届出件数について、資料に掲載している件数は平成29年10月末時点のものであり、推移を見ると例年とそれほど変わらない件数になる見込み。

・評価軸 - 3

屋外広告物事務における許可届出件数及び屋外広告物の簡易除却における除却数について、資料に掲載している件数は平成29年10月末時点の数量である。また、屋外広告物の簡易除却数が減少していることについて、これまでの活動によって、掲出してもあまり意味がないと事業者認識されてきているためだと考えられる。

評価軸 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

計画概要・平成29年度事業内容・平成30年度事業予定について説明

評価軸 文化財の保存又は活用に関する事項

定性的・定量的評価について説明

【訂正1箇所あり】

(資料5 22ページ)定性的・定量的評価における「平成30年1月26日に喜多院・東照宮・日枝神社において防火訓練を実施した」とあるが、資料作成後に中止となっており、訂正して後日連絡する。

評価軸 効果・影響等に関する報道

新聞等による報道について説明

食べ歩き観光が注目されがちな川越だが、このような活動によって歴史的建造物により興味を持っていただければと考えている。

評価軸 その他

行政及び市民による重点区域内での活動について説明



原委員	<p>(以下、質疑応答)</p> <p>(資料5 8ページ「旧鶴川座保存活用事業」)</p> <p>地元の情報では、旧鶴川座は民間所有であり、市は取得を諦め、計画は中止となったと聞いているが、進捗評価シートでは芝居小屋としての形態に復原する計画であることに対し、計画どおり進捗していると記載されているが、評価はこのままでよいのか。</p>
事務局	<p>まず、進捗評価シートにおける「計画に記載している内容」とは平成23年の歴まち計画認定時での内容である。</p> <p>本協議会でも昨年現地視察を実施し助言を仰いだが、平成26年度・27年度に運営面を考慮した検討会を開催し、芝居小屋としての保存・活用は行政・民間問わず難しいとの意見を専門家からいただいたことが理由である。厳しい財政事情を考慮すると、市が買い取り催事施設として整備することは難しいと判断し、復原にこだわらず、地域のためになるような商業ベースの施設を民間主体で整備・運営する方向となった。また、市はそれを支援する立場で、所有者・地元商店街等と話を進めている。次回の歴まち協議会で正式に報告できるのではないかと思う。</p>
原委員	<p>建物が壊されて新築となる可能性があるようだが、新築でも対象となる交付金はあるのか。</p>
事務局	<p>現在の立門前界限は賑わいに欠けており、また旧鶴川座は空洞化を象徴する建物である。公共的な地域のためになる施設を民間で整備する事業について、経済産業省の補助を受けられる可能性があり、現在調査・研究を行っている。</p>
藤村委員	<p>当初の想定では旧鶴川座の復原・催事施設・保存修理の3点の計画で国土交通省の街なみ環境整備事業の補助を検討していたが、それが難しいと判断し、経済産業省の補助による商業ベースでの新築等整備を検討しているという認識でよいのか。</p>
事務局	<p>はい。しかし、まだ実施主体も確定していないので、今後、事業内容が確定してから歴まち計画においても公表・変更等行っていく。</p>
藤村委員	<p>(国土交通省所管である歴まち計画において) 経済産業省</p>

事務局	<p>側の補助を受けるということは、協議会としてどのような意見を言えばよいのか。財源とは関係なく、歴まち事業に記載された旧鶴川座に関する事業として意見を言えばよいのか。</p> <p>事業と併せて財源についてもご意見を願います。</p>
藤村委員	<p>(資料5 6ページ「市指定史跡永島家住宅保存整備事業」、20ページ「文化財の保存・活用について」) どちらも永島家住宅の公開に関する内容だが、違いは何か。</p>
事務局	<p>6ページは永島家住宅の整備に向けた事業評価だが、現時点では整備を始められず、暫定的に公開事業を行ったことを記載している。対して20ページは、本来ならば文化財全般の保存・活用について記載するべきものだが、今回行った事業として永島家住宅の公開についてのみ記載している。</p>
福川副会長	<p>(資料5 8ページ「旧鶴川座保存活用事業」) 計画通り進捗しているとの評価になっているがよいのか。</p>
事務局	<p>訂正する。</p>
福川副会長	<p>計画変更を検討しており、建物を壊す可能性もあるという認識でよいか。</p>
事務局	<p>はい。復原か新築かは、事業主体となる民間事業者の意向によるが、歴史的風致の維持及び向上に寄与する記録保存や展示等、継承方法について、整備に併せて検討していく。</p>
牧野委員	<p>旧鶴川座所有者の意向はどうか。</p>
事務局	<p>旧川越織物市場及び立門前線の整備と併せて、地域活性化の起爆剤となるような施設の整備との意見をいただいている。</p> <p>(資料7「旧鶴川座写真」) 民間所有物件で、文化財や景観重要建造物等にも指定されていないことから支援策がなく、年々屋根の穴が大きくなっている状況である。</p> <p>詳細な方向性は決まっていないが、地域のためになる施設という点においては、市と所有者の考え方が合致している。</p>
山野副会長	<p>痛みが激しいためなかなか整備に至らないと聞いている。</p>

事務局	<p>今後、旧鶴川座の進捗状況については、旧川越織物市場及び立門前線の整備と一体的に、立門前界隈のまちづくりとして逐次報告申し上げる。</p>
原委員	<p>(資料5 15ページ「伝統的建造物群保存地区保存整備事業」ほか) 家と記載されているが、所在は示さないのか。</p>
事務局	<p>進捗評価シートは国のホームページにも一括して記載されるため、記載する内容を控えている点もあるが、歴まち計画には所在を記載しており、こちらも公表されているので、確認できる状況ではある。</p>
山野副会長	<p>(資料5 13ページ「都市景観重要建築物及び景観重要建造物の活用」)初音屋の写真が工事前後で同一のようだがどこを工事したのか。</p>
事務局	<p>屋根の工事を行った。後日、屋根に登って写真を撮らせていただき、写真を差し替える予定である。</p>
原委員	<p>景観重要建造物に指定されている佐久間旅館が3月いっぱい閉店すると聞いているが、今後、指定物件の扱いはどうなるのか。</p>
事務局	<p>所有者が変われば所有者変更手続きを行うが、閉店に関わらず指定を継続する。</p>
山野副会長	<p>旅館閉店後の先行きについては何か練っているのか。</p>
事務局	<p>佐久間旅館は景観重要建造物及び登録有形文化財であるので、アンケート調査などを通して情報収集していく。</p>
牧野委員	<p>計画通り進捗していない事業については、将来的に進捗している方向に転換するものなのか。</p>
事務局	<p>平成32年度までに進捗するように、庁内で検討を重ねているところである。また、平成32年度には各委員に最終評価をしていただくので、それまでには達成できるように進めていきたい。</p>

<p>事務局 (文化財保護課)</p>	<p>永島家住宅の整備については、当初保存管理委員会を立ち上げる計画でいたが、他の史跡整備との優先順位や財政事情による判断の中で、事業を遅らせている状況となっている。</p>
<p>福川副会長</p>	<p>歴まち計画は、進行管理をきっちりと行っていることは良いが、逆に言うと当初の計画のまま推進しているということだ。実際には、菓子屋横丁で火災が起こったり、その他条例（川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例、別名「適用除外条例」）を制定しているのに、その間の変化を書かず結果しか知らなければ奇妙に感じる。</p> <p>国の制度について自治体が手足となり事業を行う典型的な例で、国としては当初の計画通り進捗しているため良いのかもしれないが、歴まち計画の本来の主旨は、地域における歴史的な環境に寄与するために行うものである。あまり固くならず、自由闊達に進める面白さが川越にはあってもいいと思う。また、そうでなければこの協議会も、ただ話を聞いているだけになってしまう。</p> <p>我々の立場からすると、当初のキャッチフレーズのとおり、伝建地区以外の町家が救われることを期待していた。景観重要建造物も頑張っているが、更に数が増えるように頑張ってもらいたい。</p>
<p>田宮委員</p>	<p>（資料5 9ページ「川越市蔵造り資料館耐震化事業」）進捗状況について、計画通り進捗していると評価しているが、実際には平成30年度までの計画のところ32年度まで延長していることから、計画どおり進捗していないと評価すべきではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>計画最終年度の平成32年度までに実施可能と思われるものは計画通りと判断しているところがある。評価基準について、事務局として精査させてもらう。</p>
<p>篠崎委員</p>	<p>（資料5 15ページ「伝統的建造物群保存地区保存整備事業」）修理後の写真で養生されたままのものがあるが、これは完成後に写真を差し替えるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。年度途中の暫定資料となるため、完了次第差し替えます。</p>

篠崎委員	(資料5 4ページ「その他条例に基づく措置」)屋外広告物の簡易除却について平成29年度の立看板の除却数が急増しているのはなぜか。
事務局	これまで立て看板は木枠の捨て看板が主なものだったが、最近カラーコーンに広告物を添付して路上に置くものが増えている。これまでカラーコーンタイプの定義づけがなかったことから、新たに立て看板として定義に入れたものである。
山野副会長	他にないようでしたら、平成29年度進行管理・評価シート及び30年度事業スケジュールについては適切ということによろしいか。
各委員	異議なし。
山野副会長	<p>それでは、適切ということとする。</p> <p>また、平成29年度進行管理・評価シート27ページの「法定協議会等におけるコメント」については、本日の協議会内容を踏まえまして、私と会長及び事務局に作成を一任いただくということによろしいか。</p>
委員	<p>異議なし。</p> <p>(以上で議題は終了)</p> <p>報告事項</p>
事務局	<p>(1)歴史的風致維持向上支援法人の指定に向けての取組について</p> <p>前回の歴まち協議会において、工学院大学教授の後藤委員から歴史的風致維持向上支援法人の制度について説明をいただいたところである。支援法人指定に向けて、後藤先生に講義していただき、NPO法人川越蔵の会と都市景観課で2月20日に勉強会を開催する予定となっている。勉強会では指定法人の役割と行政との連携方法について意見交換し、後日報告する。</p> <p>勉強会の結果を以って、支援法人指定に向けた準備を進めていく。</p> <p>(2)立門前界隈のまちづくり推進に係る事務について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料7</span></p>

事務局	<p>旧鶴川座については、歴史的風致形成建造物の候補物件だったが、それは難しいと判断したところである。立門前界限で市が重点的にできることはないかを検討し、旧川越織物市場の復原整備及び立門前線の美装化を行うことに至った。</p> <p>旧川越織物市場については、市指定文化財の公共工事で初となる、全解体（文化財特有の整備手法で、職人が部材を一つひとつ手作業で解体し、使用できる部材を分ける手法）による施工となっている。現在、現場は更地になっており、使用できる部材は、廃止となった給食センターで一時保管している。来年度から整備工事（建築工事）に着手し、平成31年度末の完成を目指す。</p> <p>完成後は、文化創造インキュベーション施設として、若手クリエイター等の創業支援施設として活用し、卒業者が市内で事務所を構えていただくストーリーを進めている。</p> <p>立門前線の整備については、石畳風舗装（半たわみ性舗装）美装化を行う予定である。現在は詳細設計を実施しており、旧川越織物市場の完成と合わせた平成31年度の完成を目指している。なお、デザイン案については、地元商店街・自治会でワークショップを開催し、地元主体でデザインを検討したものである。</p> <p>立門前界限のまちづくりについて、今後も協議会で進捗状況を報告していく。</p>
原委員	<p>（以下、質疑応答）</p> <p>立門前線は無電柱化の計画はあるのか。</p>
事務局	<p>2年前には無電柱化も視野に入れていたが、工事に係る期間を検討していく中で、早期に活性化に繋げたい地元の意向により、地中化を伴わない路面整備による計画となった。</p>
藤村委員	<p>その他条例や川越らしい歴史まちづくりの在り方に関する議論は、どの事業に該当するのか。</p> <p>また、これまでの歴まち計画において、計画の推進を象徴する事業は何か。</p>
事務局	<p>ハード面においては、旧川越織物市場及び立門前線の整備、並びに旧山崎家別邸整備の早期着手が出来たことだと考えている。しかし、旧川越織物市場等の整備に11億円かかり、他にもこの15年間で市が取得した歴史的建造物もあり、財</p>

	<p>政的にも厳しい状況である。</p> <p>ソフト面において、流通促進のマネジメントサイクルは民間が歴史的建造物の活用に参入しやすい仕組みの構築や環境整備を目指す事業である。これとその他条例の2点を合わせて、民間による整備・活用が進むのではないかと考えている。</p> <p>今後は行政や所有者が負担しない仕組みで、川越らしい歴史まちづくりを進めていきたい。</p>
藤村委員	<p>旧鶴川座利活用検討会の概要（資料7）において、10年元本均等返済を条件のひとつに試算しているが、返済期間を10年とする根拠は何か。</p>
事務局	<p>3年前に民間事業者に対しサウンディング調査を実施し、得た回答によるものである。</p>
藤村委員	<p>民間事業者の感覚で、投資したい額と回収したい期間はこれくらい、という認識でよいか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
福川副会長	<p>京都は先進的で、この度、昭和25年以前のすべての京町家について、解体時の届出が義務付けられた。それは届出が提出されたときに、何らかの対策を提案できる体制が整っていることが背景にあるが、川越にも頑張ってもらいたいと思う。</p>
山野副会長	<p>石原町の「しもくや」はどうして壊されたのか。</p>
事務局	<p>所有者の意向によるものです。「しもくや」は文化財や景観重要建造物等の指定の措置が取られていなかったため、市としては法的に対応する手立てがなかった。</p>
山野副会長	<p>石原町で唯一残っていた旅館だったが、ついに消失してしまった。これで石原町は旅館前だったことを推定するものが何もなくなってしまった。</p>
事務局	<p>こちらから所有者の意向を何度も確認したが、止めるまでは難しかった。</p> <p>その他 委員からその他意見等なし。</p>

事務局

次回の歴まち協議会については7月頃を予定している。

閉会

\* 協議会終了後、旧川越織物市場の解体状況及びパースを  
展示した。